

【史料】宇田淵の事績 (官吏編)

一 岩倉具視関係文書

1 宇田淵書簡 (岩倉具視宛 明治二年十月十七日) * 『岩倉具視関係文書四』六六

謹啓時下新寒相催候処 閣下益御清穆御奉職可被遊奉恭賀候、然は過日 閣下御賞典結構仰を被為蒙候趣 拝承仕、臣等に至迄難有仕合に奉存候、恭賀不過之候

過日來当地市民少々沸騰之気味有之、長官公府へ御出張にて御説諭に相成、臣も両日共陪從仕候、松田・楨村等必死盡力、市民等頗る承伏之体にて、既に行啓も先無御滞被為濟、恐悦之至奉存、右市民沸騰にも種々區別有之、鳩居之悴久兵衛(熊谷直行)・伊勢久(池村邦則)之弟等を始とし百名計り、最初府へ嘆願に出候、是徒は真に憂国之赤心より発し、遷都に相成候ては一大事と存、彼肴屋八兵衛 後光明帝の茶毘を御止め申し上候先蹤を追ひ、此時に当り町人ながらも傍觀致し候而は不相濟と存込候より起り候処、府之説諭に因て速に承伏致し候、又上京老番組・三番組等には尤頑固にして、是は畢竟 行幸を御止め申を名として窮迫を訴へ、御救恤を催促致し候趣意に被察候、尤先達而御救恤御沙汰之趣有府に於て申聞有之候得共、小前之者此趣承知不致者も可有哉と被察候に付、猶又右難有御趣意之程懇諭有之、先承伏致し候趣に相見へ候、尤右救恤は府に於て至急手を下し候運ひに御座候、其他或は張紙之為めに扇動せられ、又は隣町より誘引せられ候町も有之由に候、乍去総而上・中・下京六十五組之内、彼是申候町は上京に於て四五組、下に於て二三組位ひ之事に御座候、今日に至り先何事も無之、此段御省慮被遊候様希候、右 行啓之事、彈正台よりは御延引に相成候様強て申出候へ共、長官公断然不承知にて、臣等に於ても至極難有奉存候、尤府并兵部省も御延引は不宣と申論にて、先々程克相運ひ申候、右始終之次第長官公より被仰遊候義と奉存候得共、猶又内々為御心得言上仕置候、返すくも悪は草莽不逞之徒、張紙等を以愚民を煽動し、政府政事之邪魔を致し候者に而、是等者共其筋に於て随分探索致し居候へ共、即今手に入不申趣に候

大村兵部大夫手疵之事、近日之容体伝聞致し、臣も元医生之事故、其吉凶大抵は前知致し、実大に案し居り申候、乍去今旬日之間も事なく候は、取続出来可申哉と相考申候、是等之人物はよし不具と相成候共、一命計りは為保度為国所祈候、稽首再拝

十月七日(ママ)

臣淵

亞相公閣下

2 宇田淵書簡

(岩倉具視宛 明治三年四月八日) * 『岩倉具視関係文書四』三二

謹啓

清和之好時節に御座候処、閣下益御勝常不相変御勉勵御奉職可被遊上為至尊下蒼生恭賀不過之奉存候
扱過日

還幸御延引御布告文之事、且地子免除并御下け金之事、段々御配慮を以何れも程能相運ひ、臣に於ても実に難有次第に奉存候、其後御届も申上候通、府下市民説諭等先行届、地子免除・御下け金等之事は、何れも難有存居候趣にて

還幸御延引に就て、民心沸騰と申気味は先々無之、御安心被遊候様所希候

○当月朔日、府中之官員一同、河東練兵場に於て皇居を遥拝して

天恩を謝し奉り、加茂両社へ詣して神恩を謝し申候、且府下之民人も当日より三日之間、参拝を差許し候処、何れも参詣致し候趣に而右参拝差許し候、就ては万一新に衣服を製し華麗を競い、驕奢ケ間敷事に至り候ては不相濟義と存し、心得違ひ無之様再度布告致し置候処、

夫故に哉格別之事も無之、頗る其體戴を得て至極妙に御座候、鳩居堂之組町之由

天 有 恩

地 無 稅

と申文字有之幟を立罷出候、是等尤面白く覺申候、服は大抵常之服にて罷出候、祇園町のみは男子ふくりん之武先羽織、女子木綿之反故染位ひの事にて、是等は場所柄之事殊に右地子免除は、格別難有存居候所故、右等は可恕事と存候、尤三日之内繰合せ、職業差支に不相成様致し、参拝致し候義は勝手に連日其業を廢し、必参拝可致との趣意にては無之趣、再度之布告も有之候故、連日業を廢し候様之者も無之趣にて、先大いに安心仕候、

○過日、長官卿より柴田へ御托しにて御申入れに相成、私よりも申上置候一件、何卒至急御決議相成候様奉希候、留守官府中に被建置候ては実に廉々不都合之議有之、是は実地を目撃致し候人は不待職者して、其不可なる事を知申候に御座候、是非元の如く、禁中に被置不申候ては不叶義と奉存候、且留守官、宮内省と合併之事、是は少々六ヶ敷事敷と奉恐察候へ共、右様相成候は、実に御便利にて、且御用も余程相省可申、実地御都合よろしき義と奉存候、長官卿も右御申立に就ては余程御決心之御様子、若御採用無之於てはとても留守難相勤は、留守は留守之者はならは相勤可申と申見込之通、御聞届に不相成候ては不叶義との御噂に御座候、此辺御含にて何分御盡力奉希候

頃日、府は知事下参事在職之儘謹慎被 仰付候由承り申候、右は定て其内西帰に相成可申と存、難有次第に候、就ては榎村(正直)も同様謹慎致し居候へ共、日限相濟候は、出仕可被 仰付、夫に付臣は兼て粗其情実も言上致し置候通り。何卒免職相成候様御配慮奉希候、尤右兼職辞退之表は、過日辨官へ差出し置申候、河田(景与)氏も情実も兼て被申上置候次第に御座候間、是も辞表差出し可申由に候、乍去臣と違ひ河田は大参事本官之事故、右辞表本官被免兼職留守判官のみに被 仰付度とも難申と先両職共辞し奉り候趣に御座候、此辺御含被遊、可然御配慮奉希候

○前文長官卿御申立之義も、今度府之模様右之次第に有之、且宮内省も烏丸卿東下中故、旁以好機会と奉存候、何分御盡力可被成下候、右辺之事も決而長官卿一己之私情を以被仰置候譯にては無之、実に為国家御体裁もよく、御便利にも可有処を御謀り被遊候次第に御座候、此末

御還幸も何れ之年を期し可申哉、就ては留守も前途猶遠き事故、右御申立之通被仰付無之ては旁以御不便可有之と奉存候、御模様度々変換致し候義は実に不好次第に候へ共、其不可なるを御承知被遊ながら強て非を御遂被遊、後日に至り不得止御改に相成候よりは此好機会を不失、御不都合出来不致内に断然御改に相成候方可然と奉存候、乍恐不憚忌諱申上候、再拝

四月八日

淵

亜相公閣下

3 宇田淵書簡 (岩倉具視宛 明治三年四月十三日) *『岩倉具視関係文書四』二四

謹啓 過日より内々申立に相成居り候留守官府と之合併御解放之事、申立通御採用に可相成哉之御模様、近日吉井監督正上京にて内々承知仕候、就ては河田(景与)并私共も府之職務は御免に相成候様、偏に奉希候、乍去長官卿事務御取扱之義は是非是迄之運被 仰付置度奉懇祈候、万一長官卿御取扱迄被免候様にては、是亦大に御不都合にて、此末又々旧冬断刑延引の如き事件出来可仕哉も難計と御案し申上候間、是丈けは是非元の如く被 仰付置候様仕度候、

右事務取扱は被免別段之 御沙汰を以、府も留守官之管轄杯と申様之御評議も或は可被在哉とも奉恐察候得共、七人のみにては中々行届不申、万事に付不都合も可有之と存候間、必々元の如く被 仰付置候様奉祈候、瑣屑之事は御関係に不及候得共、大事件は知府事之上に在て御決断に相成候は、至極妙にて、畢竟為 朝廷御都合と奉存候、何分御熟議所希候、過日も内々申上置候、河田義は両職とも辞し申趣表にも相認差出候得共、其情実足迄之兼職留守判官のみに被 仰付候は、難有御請可申上趣に候、兵部大丞に復職可被 仰御評議も被為候哉にも奉恐察候得共、同人今日之情実にては兵部之方は大に困却可仕と被察候、其次第は頃日大坂出張之兵部省抔洋癖如何にも甚敷、恣に脱刀して他出致し、ビイドロ障子・椅子に寄り候杯は申迄の無之、一同之模様少し志有之者は実に長太息之外無之由、藤村四郎杯も迎も此末兵部之勤仕は見込無之、独力衆議を排する事不能に付本官を辞し可申趣内々申居候、右之次第に候間河田杯は猶更にて決して再び兵部之出仕は不欲趣に候、但し其懷実何卒当地に於て御奉公相勤申度、東下之儀は可相成は御免を蒙り度由内々申居候次第にて、右之通御含被遊可然御配慮奉希候、当官宮内省合併之事も長官卿御尊にて是非申立、被 仰付候様致し度との御事にて、過日も申候通り右合併御沙汰に相成候は、多少之人員も御減少にてよろしく御費用も余程相省け七人社実地御便利と相考申候、是亦何卒御申立通り御沙汰に相成候様御盡力奉希候、稽首再拜

四月十三日

淵

岩倉亜相公閣下

4 宇田淵書簡 (多田好問宛 明治四年正月十七日) *『岩倉具視関係史料』下 757

海の見える社美術館所蔵

新年御祝詞芽出度申納候、時下春寒料峭不相変、御捷健御奉職可被成奉遥賀候、然ハ淵辞職願之通旧臘廿二日被聞食、御直垂地等拝領仕、次て廿四日御扶持下賜、京都府貫属士族被仰付重疊難有仕合ニハ候へ共、不才微力レ報之之道を不知、深く恐懼之至ニ候、右御吹聴申入候、且桂宮家令被仰付候ニ付、日々出仕は致居候へ共、旧弊改正之成功如何有之哉と是又恐懼之次第ニ候、山中(猷)・岩村(高俊)等申合せ諸事取計ひ致候事ニ候、此間御手簡被下忝披見仕候、長法寺へ之御書状早速相達可申候、乍憚令弟及ひ潔子・郁太(宇田郁太郎)等へよろしく御寄声所希候也、艸々稽首

正月十七日

淵

耕雨老兄(多田好問)

梧右

二 「桂宮日記」 宮内庁書陵部

1 桂宮邸鳳間にて太政官達を申し渡す 「桂宮日記」 明治四年正月十日条

於鳳之間家令 従五位宇田淵着座

太政官より御沙汰之趣書之處委し 伝達 如左禄制高下有之御請

生島雅喬

料紙奉書切紙

京都府貫属士族被 仰付為家禄現米貳拾壹石六斗下賜候事

庚午十二月

太政官

以下料紙同上同文 尾崎正康

(以下三五名略)

料紙奉ミノ紙帳

御請書

一 現米貳拾壹石六斗 生島雅喬 ㊦

(以下三五名略)

京都府貫属士族被 仰付為家禄頭書之下賜候事

右申渡各難有御請申上候依、此段申上候也

辛未正月 桂宮家令

従五位宇田淵

辯官御中

2 長岡天満宮の長岡明神社を熊本藩邸に引き移す 「桂宮日記」 明治四年二月二十二日条

二月廿二日壬午天晴、京都府江被差出御届書如左

(端裏「用紙奉書四ツ折美濃控添」)

当宮旧領城州乙訓郡開田村長岡天満宮境内ニ有之候長岡明神社之儀者往古深キ由緒有之ニ、以先年当宮より勸請社頭造営ニ相成候処、今般御改正ニ付所領総而上地被仰付候、就而者右社当宮邸江可引移筈ニ候処、由緒之次第も有之、且便宜ニ付、旁以近日之内右社并ニ由緒有之候建物壹ヶ所共、当地熊本藩邸内江引移申候、御府管轄申之儀ニ付、此段断御届申上候、以上

明治四年辛未年二月廿二日

桂宮家令

従五位 宇田淵

京都府

御中

4 長岡明神社を桂宮邸へ引き移す

「桂宮日記」明治四年十月二十日条

二十日 丁丑 天晴
京都府江被差出届書如左

残道義 宿雅喬

長岡社引移之儀ニ付御届書

当宮旧領城州乙訓郡開田村長岡天満宮境内ニ有之候長岡明神社之儀、当地熊本藩邸内へ引移シ候ニ付、去二月委曲書取ヲ以御届申上置候処、今度右邸取払ニ付、更ニ当宮邸内江引移申候、仍而御届申上候、以上

辛未十月

桂宮家令

従五位 宇田淵

京都府

御中

5 桂宮邸の年始

「桂宮日記」明治五年元日条

元日 丙戌 天晴

残雅喬 宿道義

参使 山田丹治 大宮御所 年始御祝詞上臈文ヲ以被進

干鯛 一はこ 目録なし

御ため代金 二百ひき

御静寛宮御方 御同儀上臈文ヲ以被進

干たい 一はこ 目録なし

御代参上御霊社 御札請之 中小路奥之助 勤之

御榊神饌鏡餅二座供之 長岡社同上

并長岡天満宮遥拝等雅喬奉仕之

石薬師御屋敷稻荷社鏡餅供 岡村伝之進諾之

放鳥 如例歳

宮御方御祝如左

梅之御献 高盛土器 耳土器御はし

大福御茶 梅干 こんぶ

御引渡 のし 昆布 搦栗 耳土器御はし

御盃 土器

御銚子 屠蘇 御ヒ献上之

松竹 ゆへし 塩あゆ

田作 ひらき大根 あられ大根

御雑煮 頭いも 大こん牛蒡 いりこ 小いも 長いも □こんぶ 花かつほ

浅漬

御鏡 紅白 麦十二枚紅 花ひら十二枚白

御銚物 海老 砂金袋餅 串柿 ひら昆布 本たわら 柚代々 柑子 櫛密かん ところろ う□ かち

栗 稻長 切つり菜 熨斗

御朝御前 三汁本七菜
御夕御前 三汁本七菜

御重肴 からすみ つつゆは 一二

御間之物 五種 如例

御夜食 御平常之通

於奥留之間、家令・家扶年始御祝詞申上、上臈出会
於表廡之間、家令・家扶着座、家従一同年始御祝詞申御禮
年始御祝儀献上

金 百疋 家令 中臈 三ツ折

金 百疋 家扶 兩人

金 五百疋 家従一同

右御返し被下 奥沙汰之

金 二百疋 家令江

御包もの 扇子 御紙入

金 百疋ツ、家扶・家従一同江

上臈初惣女中江献上

御文画 二合

右御返し同断被下之

家令始一同、大福・雑煮・御祝酒賜之

奥向上臈始一同同断賜之

従大宮御所御使 青木行方 年始御祝詞御封中ヲ以被進

ひたい 一はこ

御たま代金 二百ひき

従静寛院宮御使

ひたい 一はこ

新三位局使 青山深造 年始御祝被申上

参上 中院正二位 梅濱正二位 樋口正三位 中御門従四位 西大路従四位 竹内正四位 権大侍医

林洞海 已上年始御祝詞申上

6 家事向の改正に付人員削減

「桂宮日記」明治五年九月八日条

八日庚寅 天雨

於議事局家令申達如左、家扶列席

但昨年来御家事向御改正有、御省略等被立置候処、猶又一層御改正被立候御趣意ニ付、左ノ通兩名へ
被 仰付候事

山田為元

従前精勤之段神妙之

至二候、今度人員減省ニ付

家従差免候事

壬申 九月八日

右二付同人江金子千匹被下之 但当月九月分給禄半減、五斗賜之旨口達
別段金五両 但米一石五斗代賜之

中小路宗立

前同文

干支 月 日

右同断 金貳拾五両被下之 但当月九月分給禄前同断、五斗賜之

但家禄無之向二付。朝廷御規則ニ応者十ヶ年以内謹仕ニ依定□□被下之

別段金五両 但同上代金

(九月八日付、宮内省宛の桂宮家令宇田淵届書省略)

7 皇居炎上に対し見舞いを献金

「桂宮日記」明治六年八月十九日条(『桂宮実録』第七卷)

明治六年八月十九日癸卯 天晴

皇后宮へ御献金如左

但静寛院宮(和宮)兼日打合有之、依而今朝半減金ニ拾五円被相廻、当宮より半減都合高五拾円ニ而今日郵便ヲ以被差立左之通

先般皇居炎上ニ付為御手道具料、目錄之通兩宮より皇后宮江御献上被致度、宜敷御取計奉希候、以上

明治六年八月十九日

桂宮家令 従五位 宇田淵

静寛院宮家令 正七位 武田敬孝

8 京都府病院建設に対し寄附

「桂宮日記」明治八年四月二十日条(『桂宮実録』第七卷)

明治八年四月二十日壬子 天晴

京都府江被差出書面如左兼日病院掛リ官員方家令江打合有之儀也、仍右掛リ方書面相廻置

寄附金之儀ニ付御願

今般御府下ニ於テ病院建築相成候ニ付、兩宮より金貳百円宛寄附致度、乍些少右入費之内江加へニ相成候様、宜敷御取計奉希候、以上

明治八年四月廿日 桂宮・閑院宮家令 宇田淵 印

京都府知事 長谷信篤 殿

9 禁中御文庫御物の中九点を拝領

「桂宮日記」明治八年五月三日条(『桂宮実録』第七卷)

明治八年五月三日 乙丑 天晴

禁中御文庫中御物之内御拝領御申立之处、今度被進相成之旨香川宮内大丞方申来ル、但去四月上旬右香川

大丞西上御文庫御物東京江御取寄二付、点検之砌家令江打合有之事

御拝領御品数目録如左

記

- 一 御釣鏡 舶来 老箱
 - 一 御花生 宣徳無地 車手 老箱
 - 一 御花台 卷柄形 唐桑紗綾形彫 同
 - 一 御小屏風 四枚折 四季植物・動物・芦鳳筆 一双 同
 - 一 御腰屏風 二枚折 松二金鶏・竹に鶴 応文筆 一双 同
 - 一 伊勢物語御屏風 二枚折 随庵筆・如度画 片 同
 - 一 歌仙御小屏風 六枚折 随庵筆・益信画 片 同
 - 一 御小屏風 八枚折 四季松竹 片 同
 - 一 御屏風 二枚折 鷹之画・探幽筆 片 同
- 以上九点

10 桂宮祇候 「桂宮日記」明治九年六月十七日(『桂宮実録』第七卷)

明治九年六月十七日 丙辰 土

去ル六月二日本省方御達

京都府華族二十五歳方五十歳マテ之輩、自今桂宮江為御機嫌伺日々祇候候条、其旨可致言上、此段相達候事

右二付今日ヨリ被相詰

正三位舟橋賢 從三位倉橋泰顕

從三位石野基佑 從四位植松雅徳

正五位桑原輔長

詰所 御所西之間二相設置

11 薦細道硯箱献上 「桂宮日記」明治九年七月二十九日条(『桂宮実録』第七卷)

明治九年七月二十九日 戊戌 土 天晴

當宮御伝来御硯匣文台、今度御献上相成、依之通運会社江別人足老人申付、今日東京江差立并書面目録等

如左但人足老人 此價金八円也

別紙書面硯匣文台之儀ハ、當宮先代ヨリ相伝之品ニ有之候処、今般被致献上度候二付、今廿九日内国通運会社ヲ以テ差上候間、到着之上可然御取計所希候也

九年七月廿九日 宇田從五位

香川宮内大丞 殿

記

一 硯匣文台古蒔絵、薦細道卜称スル者

内

硯 壺

水入 壺
筆 壺対
墨指 壺
錐 壺本
小刀 壺
以上 壺箱

伝聞

右薦細道ノ儀ハ、元足利家ヨリ上杉家江相伝有之処、豊太閤依好其写ニ組出来、内一ヲ以上杉家江被与、本品ハ豊臣家被止、其後當御元祖宮江被進ニ而御伝来之処、禁中御文庫ニ古写御品敷一組被為在、然ル処近年上杉家ヲ献上相成都合ニ組共右模写之趣、依而當宮御品ハ判然本之由ニ付御献上相成度旨、香川宮内大丞西上之砌噂も有之、旁今度御献上ニ相成候儀也

八月十八日戊午 金 天晴

宮内省方郵書到着

(朱書)「キ第百五拾壺号」

宮御方御伝来之薦細道硯匣文台、今般御献上相成候ニ付金三百円被進候間、三井組銀行証券壺葉御廻し申候条、可然御取計可有之候也

九年八月十四日

宮内大少丞

桂宮家令

從五位宇田淵 殿

追而本文硯匣文台、内国通運会社便ニ而通送被成候旨御申越之処、去ル十一日到着致候間、此段及御回答候也

12 細川幽齋古今伝授書類を天覧に供す

「桂宮日記」明治十年七月(『桂宮実録』第七卷)

明治十年七月二十五日 庚亥 水 天晴

其御宮御所蔵之細川幽齋所持之古今集伝授書類、天覧ニ相成候間、明廿六日午十二時迄ニ御差出可有之候、此段相達候也

明治十年七月廿五日 京都 宮内大少丞

桂宮家令 宇田淵殿

二十六日 辛子 木 天晴

宮内省へ古今集伝授之箱持参、平岩道義

記

後西院帝・桜町院帝御封

一 古今伝授箱 壺

右鑰 一封添

後西院帝御封

一 三部抄 御切紙 長文箱入 一

勅書添

13 東京へ還幸する明治天皇・皇后を奉送

「桂宮日記」明治十年七月二十八日条(『桂宮実録』第七巻)

明治十年七月二十七日 癸丑 金 天晴

一 明日廿八日聖上皇后宮御発輦二付献上

はも 赤もそ 鮎 鮎 鱸 生姜
百合根

右七種 御使上臈付添年寄

二十八日癸寅 土 天晴

聖上・皇后宮、午前十一時三十分御発輦也過日午前九時御發輦御達之處、御都合ニ寄十一時三十分、昨日御達有之宮御方御名代として家令停車場江大空通御奉送出張云々

14 宇田淵、病氣のため休職する

「桂宮日記」明治十一年十二月十四日条

十四日癸亥 木 天晴 残道義 宿董守

祇候五番

病氣二付引籠御届

私儀

過日来病氣ニテ兎角果々敷無く候処、此頃ニ至り病勢差加り候ニ付今日引籠療養仕度、佐(ママ)之別紙の医案相添、此段御届仕候、以上

明治十一年十二月十四日

御用掛

従五位 宇田淵

宮内卿 徳大寺實則 殿

(容体書略)

15 明治天皇奉迎

「桂宮日記」明治十一年十月十五日条(『桂宮実録』第七巻)

明治十一年十月十五日 丙寅 火 天雨

聖上御着輦午后四時

聖上御入京ニ付、為御名代御附臈上迄出張奉迎、

十六日 丁卯 水 天晴

御交肴七種

鯛 二尾 さわら 一尾
鱧 一尾 あめの魚 五尾
海老 十五 鮑 七ツ
烏賊 十

以上

16 お召により和歌献上 「桂宮日記」明治十三年五月(『桂宮実録』第七巻)

明治十三年五月二十六日 水 天晴

其宮御方之詩歌被召候ニ付別紙之通御題下賜候間、詩若クハ歌何レニテモ御都合次第御詠進可被成候、詩歌共体制ハ何ニテモ不苦、書或ハ判帛之通りニ候、且本日限御差登可相成、用紙ハ当省方御渡可相成候、尤御都合ニ寄り御旧製之分御詠進相成候而モ宜敷候、此辺可然言上可之有候也

十三年五月五日 宮内卿徳大寺実則

桂宮御附 従五位宇田淵殿

右之通御達過日到着之上料紙御申請相成、依而御色紙綴地砂子ニ筆相廻シ、則御旧製之分御認上臚御代筆、本日郵便ヲ以被差立本日宮内省往復記ニ委シ

紅葉

一品淑子内親王

秋山のゆふ日かゝやく紅葉に

人もこゝろをそめてける哉

17 明治天皇行幸二付、能を献上 「桂宮日記」明治十三年七月十六、十七日条

明十七日、当宮ニ於テ御能御献上相成候ニ付臨幸被仰出候、就而ハ本日

御巡幸供奉、奏任官以上并別紙記載之通御招請相成候条此段申候、且女房之向者其節謁見之儀宮より被相願度、是亦宜敷御取斗相希候也

十三年七月十三日 桂宮御附

従五位 宇田淵

宮内卿徳大寺實則殿

後 北小路宮

旧女官

久邇宮

高野房子 旧称 築紫町

前 山階宮

滋野井在子 同 富小路

京都府奏任官

豊岡□子 同 室町

山本実政

押小路甫子 同 橋木

大谷光勝

(綴じにて不明)

(綴じにて不明)

村山松根

小藤孝行

右

明日 天覽所并御休足所玉座御設方其他舞台向等都而為点検、宮内省庶務課稻生道藏・内膳課安貞成・調度課永田胤禎・内匠課津田長将并随員之輩午後三時頃出頭

右ニ付

天覽所・御休所等御椅子・テーブル都而先規之通、皇族已下判任官共拝見所椅子御所ヨリ相廻り候様及打合置

遣使 伏見宮 北白川宮 三條殿

徳大寺殿 土方殿 今般供奉御着京御預り御滞在中御見舞として被進旅館へ家従勤之
豊岡里 紅白五十入 一箇宛
香川 児玉 足立 書記官中へ
同 紅白七十入 一箇 滞在中為御寺被贈之旅亭へ 同上

明十七日 分課如左

皇族始奏任以上取扱方

平岩道義 川島董守 中堀正常

附屬山田安為 御倍合鳥居川憲昭 同上進藤為名

旧臣小野秀満

乱舞掛

塚田季恭 牧定固 附屬旧臣御附□□戸川忠治

受付方

岡秀邦 旧臣三上豊四郎 同上遠藤 同上牧定固

飲食方

生間正晟 小川義信 新庄重賢

附屬伊達平八

奥向飲食方

岡村恭基 妨崎正盛

会計方

平岩 生間 小川

庶務方

川島 新庄 中堀

来ル十七日、当宮ニ於テ御能御献上相成候ニ付、

臨幸被 仰出候、就而ハ

御巡幸供奉奏任官以上之方々宮より御招待被成度、貴官ニも御差支無之候ハ、御参相成之様可申進旨ニ候

条御□□□□度如此ニ候也

十三年七月十六日

桂宮御附

宇田淵

内務卿 松方正義殿

文部卿 河野敏鎌殿

18 淑子内親王病状悪化

『桂宮日記』明治十三年十一月(『桂宮実録』第七卷)

明治十三年十一月二十日 土

宮内省江御容体書、本日被差立候

當宮御方去ル九月下旬以来少々御不例ニ被為在候ニ付山本行正御治療申上、十月下旬ニ至リ殆御快復ニ候処、本月十日頃より前症御再発之御模様ニ付、安藤精軒・山本行正兩人拝診別紙御容体書差出候ニ付御回し申入候条、可然御取計有之度此段申入候也

十三年十一月十九日

宮内省書記官御中

桂宮御附 宇田淵

(後略)

1 岩倉右大臣御成 「桂宮日記」明治十四年七月十四日条

十四日 木 天晴 残 宿

祇候 五番

岩倉右大臣御成 后五時三十分 御書院北一ノ間へ御通り、御出迎御附・家扶従 后七時前還御

御茶 撰之 御菓子 諏訪玉垣 十 琥珀延年 十

御居間ニ於テ御対顔、上臈并高野房子・年寄等御案内、終テ於御書院御酒肴可被進之处、御不快中ニ付折詰被進候様披露申上候

奥御手許ヨリ被進

御文匣之内 案ニ入

(綴じにて不明)

右還御後、御旅亭今町小川西入旧久世邸 家扶参向

2 0 淑子内親王病状悪化 「桂宮日記」明治十四年九月二十五日(『桂宮実録』第七卷)

届 宮内書記官

宇田エン

桂ノミヤタダ今拝診セリ、御シユモツ腐爛イタシ御ノドエ広ガリ、ヲモユ・牛乳ノ外御上リデキズ御ツカレハナハダシ、シカシサシ掛リ危険ノ御様子無シ、委シク郵便ニ而申上ベシ

(後略)

2 1 淑子内親王薨去 「桂宮日記」明治十四年十月三日条(『桂宮実録』第七卷)

明治十四年十月三日 月 天晴

午前二時三十分

東京宮内省山岡少輔

桂宮御付 宇田エン

トウミヤ御違例御養生不被為叶、今三日午前一時十七分終ニ薨去被遊候、此段上申ス

(後略)

2 2 岩倉右大臣御成、宮内省京都出張所御用始め 「桂宮日記」明治十六年五月二十五日〜二十八日条

二十五日

天晴

残同人(季恭) 宿道義

午后第二時四十分

岩倉右府公御着 神戸八午前七時三十分御着般也、御車寄方御出迎、御附・家扶従其他御待受之向諸員岩倉家受附
方人名記録略之北御書院ニテ於テ御滞在所被役有之、南面謁所前方御案内申之、其他参議方宮内少輔殿・書
記官并隨員等旅宿岡崎和助方へ着
右ニ付陪従間割如左

北面謁所 岩倉具綱殿
旧諸大夫詰所 同家女房向
同医員 同所 同家扶
同掌口 同所 同家従
中ノ口 同 東京ヨリ随従警部・巡查七名
同南ノ間 同家丁
応対所西ノ間 地方巡査

宮内省出張事務所

南西謁所 大臣参議
馬ノ間東 奏任官
馬ノ間西 判任 筆生
中ノ口南ノ間 庶務随従・小遣 但し岩倉家□□□
旧報事詰所 受附方并給仕休所
菊ノ間南 皇族方西謁所
同 西 奏任 同断
竹の間北 岩倉家同断
同 南 宮内省属官兼 同断
臺司ノ間南西謁所西 庶務課休所

*「宮内省出張所詰官吏心得」 「桂宮」野紙4丁を綴じ込む この項の最後に翻刻文を載せる

諸員役附

宮内省九等属

宮内省出張所書記兼勤

松尾相頭

盲番詰兼

川寫董守
塚田季恭

同上火ノ元取締并桂宮事務口勤

岡本守経
平岩道義

同上受附兼務

新庄重賢
小川義信

同上受附并両門見番火元見廻り

西川現義

兼十所御明番詰 隔勤

林道賢

中村親恭

能廉秀順

小林良孝

戸田秀作

同上 給仕
高木憲重
濱野梯三
新庄三郎
岡村筋之助
高木佐吉郎

同上臺所受附兼務
但し岩倉家兼
伊達平八
山田安為

二十六日 土 天晴 殘道義 宿薫守

本日ヨリ諸員午前八時出頭、午後三時退省

岩倉具綱殿本日 四か市ヨリ 際行着

二十七日 日 天陰 殘同人 宿道義

本日出省

香川宮内少輔殿 麻見宮内書記官

多田内務省書記官 本日ヨリ詰切 宿直

塚田季恭所旁不参

二十八日 月 天晴 殘道義 宿家従重賢

本日ヨリ御用始 出省

宮内少輔 香川敬三殿

外務卿参議 井上馨殿

大蔵卿参議 松方正義殿

式部権助 岩倉具綱殿

社寺局長大書記官 桜并能監殿

内閣第二局御書記官 多田好問殿

宮内権少書記官麻見義修(マ)殿 元老院御用掛 勘解由小路資生殿

宮内省御用掛 五辻安仲殿

宮内省二等属 名嶋博包

京都府知事 北垣国道殿

京都府書記官 尾越蕃輔殿

宇田淵殿

伊勢華殿

宮内省庶務課 青木行方

華族局九等属 松尾相頭

当分御雇 細川常典

当分同上 勢多章甫

内匠係 牧長富

局課改正

南面謁所

内局

同次ノ間

第三課 香川殿 桜井殿 尾越殿 多田殿

東廂ノ間

第一・第五課 岩倉具綱殿 五辻殿 勘解由小路殿 桜井殿 尾越殿 細川 勢田

南菊ノ間

第二・第四課 北垣殿 宇田殿 伊勢殿・名嶋殿 麻見殿 青木殿

* 宮内省出張所詰官吏勤務心得 (「桂宮」罫紙4丁 綴じ込み)

一 出張所へ参勤之者ハ午前八時出頭、午後三時退出之事

但御用都合ニ寄退出時限ヲ伸縮スルコトアルヘシ

- ― 出勤の節ハ出張所ニ備ヘ置ク出勤簿ニ押印スヘシ
- ― 書記掛ハ公文ヲ書記浄録スルコトヲ掌ル
- ― 主務之立案ヲ受テ浄書シ、主務官と校訂スヘシ
- ― 原案中塗抹潤削ノ故ヲ以テ了解シ難キコトアルカ又ハ脱落アラント見認ルトキハ、之ヲ主務官ニ質スヘシ
- ― 謄写スル文書ハ勿論、局中ニテ取扱フ事件ハ決テ他言スヘカラス
- ― 受附掛ハ昼夜玄関并門番所ニ見番シ、参入人ノ姓名取糺シ、其他の雜事ヲ掌ル
- ― 皇族及大臣參議昇降ノ節ハ送迎并前導スヘシ
- ― 諸官員其他ノ者、出張所詰官員ヘ面謁ヲ乞フ者アレハ、其名刺ヲ受取屬官ヘ通知スヘシ
- ― 出張所官員出勤前及退散後ハ、各室廊下向(出張所ニテ使用スル城内ヲモテ掃除スヘシ)
- ― 内局并出張所詰奏任官以上食事ノ節ハ、給仕ニ於テ取扱ヲ為被スト雖モ、尚受附員ノ内ニテ連日老人担当シ、不都合無之様注意スヘシ
- ― 諸員出勤前各室ヘ葎盆并水入・糊入等ヲ出シ、退散後直ニ湯呑所ヘ之ヲ取集ムルコトハ給仕ニ於テ取扱ヲ為スト雖モ、尚受附員ニ於テモ注意スヘシ
- ― 毎朝板廊下向掃除ノ為下部之者入込節ハ必ス老人立合、取締致スヘシ
- ― 前条之外、諸事屬官ノ指揮ヲ受ケ進退スヘシ
- ― 火ノ元取締員ノ勤勞ハ、桂宮御殿内(岩倉家拜借ノ各室ヲ除ク)并台所賄部屋・門番所・車夫部屋・小物部屋其他浴室・物置等、火ノ元取締方嚴重ニ注意シ、及巡檢察ヲ掌ル
- ― 出張所詰屬官ハ火ノ元取締向ニ注意シ、其方案ヲ講究シ、取締員ノ勤怠ヲ察シ、書記官ノ指令ヲ受ケ取締員ヲ指揮シ、毎夜一回(時限ハ適宜)取締員ヲ同行、各所ヲ巡檢スルモノトス
- ― 回、午后十一時一回、巡視スヘシヲ巡視シ、火災ノ予防行届キタルヤ否ヤヲ檢察スヘシ
- ― 巡回ハ必ス二名同行スヘシ、高聲ヲ発シ或ハ痰立等ヲ為スヘカラス、成ヘク履聲ノ高カラサル様注意スヘシ、但シ非常ノ節ハ此限ニアラス
- ― 諸員出勤中ハ局内巡視スルニ及ハスト雖モ、通行廊下(内局并出帳所前廊下ハ除ク)并面謁所其他空室及台所・浴室・賄部屋・車夫部屋等ハ巡視スヘシ
- ― 官員退散後ハ煙草盆・火鉢并湯沸所・煮炊所、及夜間ハ行燈ニ至ル迄一層注意シ、諸員就寢後ハ別シテ巡視ニ意ヲ用ヒ、每室細檢審査シ、決シテ軽々通過スル等ノコトアルヘカラス
- ― 修繕等ノコトアリテ職工入込節ハ、出拂後火ノ元一層注意スヘシ
- ― 昼夜ヲ論セス巡回中諸室内ニ異状ノコトアルカ、又ハ其状怪シムヘキ者ヲ見認スルトキハ、其姓名・事由ヲ取糺シ、応答不明分ナルトキハ詰所ヘ拘留シ、直ニ屬官ヘ申シ其指揮ヲ受クヘシ 但シ姓名等取糺シノ節、必ス粗暴ノ取扱致スヘカラス
- ― 取締員詰所ハ玄関受附掛ノ近傍ニ設ク
- ― 当番ノ節ハ嚴肅格勤、担当ノ職務ヲ勉励シ、懶惰猥雜ニ涉ル義決テ致スヘカラス、但休所ニ於テ私ニ飲酒スルヲ禁ス
- ― 御構内外周圍内ハ警房巡查・外ハ地方巡查ハ警察官ニテ巡回スルニ付、取締員ニ於テハ巡視スルニ及ハス

23 桂宮別邸を離宮とする 「桂宮日記」明治十六年九月二十九日条(『桂宮実録』第七巻)

明治十六年九月二十九日 土 天晴
本日郵便来着

京都府下山城国葛野郡下桂村七百八拾九番地桂宮御別邸、今般離宮ト被定自今桂離宮ト称シ、永ク御保
存可相成ニ付、別紙之通太政官ヨリ内務省へ御達相成候間、此段相達候也

明治十六年九月二十四日 宮内卿 徳大寺實則

桂宮御附 宇田淵 殿

御達写

内務省

京都府下山城国葛野郡下桂村七百八十九番地桂宮別邸ヲ以離宮ト被定、永ク御保存被仰出候ニ付右地所
壹万千八百拾六坪官有地第一種皇宮地ニ編入之儀可取計、此旨相達候事

明治十六年九月廿二日 太政大臣三条実美

十一月五日 天晴

桂元別邸附属品、実地請取証廻付到来

十九日 天晴

桂元別邸附属品実地為引渡、本日支庁庶務課・調度課等照会ニ付、家従小川義令出頭

右附属品別記有之、略ス

24 桂宮家御所蔵の道具を御所御文庫へ預ける 「桂宮日記」明治十六年十一月五日条(『桂宮実録』第七巻)

明治十六年十一月五日 月 天晴

當宮御蔵品之内御所御文庫江十六七番ニケ所江御預リ相成、依テ早朝ヨリ令運搬

右ニ付該所へ出頭、川島董守・小川道義・家丁老入

老番ヨリ七拾老番マテ

御長持 廿六棹 箱物琴共 十七個

書籍箱 廿八個 屏風箱 九個

金燭 拾本

右取揃之上、支庁庶務課ヨリ出張立合、目錄引合、点検相済、戸前錠該丁封印付之
但番号入記表題目録、同課江引渡置

【注】この時作成された目錄「桂宮御蔵品禁中御文庫江御預ケ点数書(宇田淵印)」(官内公文書25455 主殿寮出張所)がある。また明治十五年四月作成の「桂宮御蔵品取調書」(20088 官内省・タイプ打ち)も伝わっている。

25 明治十八年六月条より抄出

「桂宮日記」 明治十八年六月条

六月小

一日 月

天雨 残董守 宿道義

榊社并長岡社 神酒奉備 董守

紀伊郡堀内村

桓武天皇山陵御修繕、今般落成ニ付本日報告祭被執行

二日 火 天陰 同 同人 同董守

琵琶疎水起工式、本日・明三日兩日執行也

但 二日 滋賀県三保崎神社ニ於テ午前十時ヨリ執行

三日 祇園八坂神社ニ於テ 同断

(中略)

六日 土 天晴 同(残) 同人 同董守

伊藤宮内卿、今般京阪御用ニ付本日后十二時三十五分着京、依之七条停止場へ御附出張、平岩道義同所江御出
迎出張、旅館迎賓殿へ被着

(中略)

十九日 金 天晴 同(残) 同人 同道義

今般侍従富小路入京ニ付

聖上思召御沙汰之旨、本日臨時華族歌詩会被相催

(中略)

二十二日 月 天曇 午后雨 同 同人 同董守

伊藤宮内卿并富小路侍従、本日后四時ヨリ東帰発途相成ニ付、御見立として御旅亭迎賓館江御附被罷儀

依家附同上 但本日大津表御御泊ニ付如右、尤口上被出張之处雨儀ニ口旅館於テ御見立略ス

(中略)

二十四日 水 天陰 同(残) 同人 同(宿) 董守

支庁会計課江家從令持参

明治十八年度 桂宮經費元拂予算帳

桂宮

一金 千八百五十円 明治十八年度 御賄料

一金 千五百六十円 明治十八年度 經費予算高

内訳

金四拾円 御菩提所差配其他寺□向等先規費用被下用

同八拾円 需用費

同十円 接待 同

同貳百貳拾円 雜 同

同百五拾円 營繕 同

同百円 □中

同九百六拾円 給与

内六百四拾八円 月給

同三百拾二円 雜給

差引 金貳百九拾円 御蓄財

右者明治十八年度當宮經費元拂予算 書面之通二候也

明治十八年六月 桂宮御附

正五位 宇田淵 印

宮内卿伯爵 伊藤博文殿代理

宮内太夫伯爵 吉井友實殿

二十五日 木 天晴 殘董守 宿道義

本日宇田淵ヨリ懇親会被相催、旧臣・女房向等出頭云々

26 明治十九年正月条より抄出 「桂宮日記」 明治十九年正月条

紀元二千五百四十六年

明治十九年

一月 大

一日 金曜 天晴 殘董守 宿道義

榊社并長岡社 神饌 神酒・鏡餅二 一銚宛

右奉備 董守

御靈社 神饌 五台 華表前木綿榊建之

右午前第十時献備 但神酒・塩水 奉之置

午后二時、御所年賀相濟、御附出仕

御靈社、御附始扶從丁拝礼 此時鏡餅・御菓子・海魚等奉之

□後神酒・神饌賜之、次テ大服茶・御祝酒并雜煮賜之 但御料理被下方来ル三日ニ相廻ル、如昨年

(中略)

三日

御祭日也

御靈社 神饌 三台

御神酒 一台

御鏡餅 一台

塩水 一台

御菓子 千代蔭・紅梅 一台

午前十時、古献備、御附始扶從丁・旧女房等拝礼畢而、神酒・神饌賜之如例

御墓所参拝 道義

御榊 一对

午前十一時、新旧臣之輩五名年賀

岡村恭基 生間正畧 牧定固 中堀正常 戸川忠治

本日於御書院、御附始扶從丁・旧女房向六名、旧臣五名外姉崎こと・玉子・計妙等御祝酒・料理賜之、如

昨年、上等七拾五錢・中等五拾錢・下等三拾錢

御神酒 一樽
右献備

小倉玉子
金鎌芳子
水口春子
中西濤子
山口康子

参賀 生島宣彬 田中資文

四日 月曜

本日御用始也

昨十八年皆勤之賞被下左

金壹円貳拾五銭ツ、

平岩道義・川島董守

同壹円ツ、

新庄重賢・小川義信

同七拾五銭ツ、

山田安為

(後略)

27 明治十九年二月条より抄出

「桂宮日記」 明治十九年二月条

(前略)

四日 木曜

微雪 残董守 宿道義

宮内省支庁長伊勢華、去一日卒去ニ付、本日大徳寺中黄梅院江葬送也

(中略)

六日

(中略)

昨五日午后八時電報到来

桂宮ニテ 宇田淵殿

宮内省 桜井能監

貴官 本日下午代理イタシ主殿権助ニ任セラレタリ、就テハ支庁ノ儀ハ追テ何分ノ達アルマテ従前ノ通り事務取扱、貴官ニ於テ御取締アリタシ

右ニ付宇田殿宅へ川島董守行向、次テ返報差立之事

(中略)

十二日 金曜

天晴 残董守 宿道義

当宮今般宮内省江御称号御預リニ相成候ニ付、近々同省へ引渡可申ニ依り残務取調、御道具類等取行付可申置様、宇田殿より内意被申達

(中略)

二十八日

本日午前十時主殿寮出張掛員出頭、御殿向総テ点検、其他賄料残額金并御道具雑品等総テ帳簿記載ニ照準ニテ引渡相済

(「桂宮日記」全六三二冊、最後の記事)

三 京都府庁文書

京都府立京都学・歴彩館蔵

1 家令沙汰二付達書

「諸官往復綴」明4 1312

宮内省七等出仕

從五位 山中猷

閑院宮并伏見宮家令兼勤

同人

宮内省七等出仕

從五位 宇田淵

有栖川宮滞京中家令勤務

同人

桂宮家令兼勤

同人

宮内省七等出仕

從七位 武田敬孝

靜寛院宮家令兼勤

同人

右沙汰書七通御廻申入候間、夫々ニ早々御達可有之候也

辛未 十二月八日

式部寮

京都府

知参事御中

追而本人拜命之上ハ、早々請書差出し候様御達可有之候也

2 京都御所宮殿取締申付候事

「明治10年官庁舎事件御達並往復留」明9 441

宮内省八等出仕

桂宮家令兼勤

宇田淵

京都御所宮殿取締申付候事

右之通本日申付候間、為御心得申入候、就テハ後、宮殿破損所修繕等之節ハ、同人ヨリ可及御打合、但儀も可有之候条、其段予申入置候也

明治十年七月廿八日

京都

宮内大少丞

京都府知事 榎村正直殿

3 京都府下療病院御所建物下賜二付承諾書

「明治10年官庁舎事件御達並往復留」明治9 441

(宇田淵自筆)

御府下療病院下賜口候

御所内建物之義不日取毀、右院へ運輸相成候二付、為心得御申越之趣、致承知候也

十年十月九日

御所宮殿取締

宇田淵(印)

京都府御中

4 京都御所見廻二付指示

〔明治10年官庁舎事件御達並往復留〕明治9 441

御所内御立会見廻之定日其他云々、過日八等属中村孝行江御談候件ニ御答左ニ

一 毎月兩度程定日ヲ設ケ、当府下御立会および御所内破損有無等見廻之件

此儀毎月一日ト十五日トヲ以テ定日トシ、当府土木掛御立会および見廻可申候

一 御所内修繕等御氣付有之候節者、門番江御申聞相成、尚門番より当府江通報候様被成度御談之件

此儀矢張御書面を以当府江直ニ御掛合相成候様いたし度候

一 火防ホンフ遣候様之件

此儀御談之通、致承知候

右申進候也

十年十月

京都府

土木掛

御所宮殿取締

宇田淵殿

5 京都御所拝観取締方法手順

〔大内保存一件〕明治10・30

取締方法手順

一 毎月一日・十五日兩日拝観之事

一 午前第八時開門、午後四時閉門之事

一 日ノ御門入口ニ於テ拝観印鑑ヲ渡シ、御台所御門払口ニテ右印鑑ヲ受取、入出之人員遺口ナキヲ要スル事

一 拝観人順路別紙図面、印之通之事

一 取締トシテ巡查差出、則配置方図面▲印之箇所へ立番、或ハ巡邏為致候事

一 巡查屯所ハ日ノ御門代番所ヲ拝借シ為取締警部式人為相詰候事

一 右ノ外取締方精々注意為致、粗忽無之様取計候事

涼殿(マ)・紫宸殿前ヨリ御台所・御門へ出シ候様致度、右至重之 官殿拝観為致候得ハ於衆庶遺憾有之間

敷永々御保存之 御趣意之貫徹仕可申ト奉存候、右毎月兩日拝観之儀御聞届相成度 則別紙順路図面并取

締手続書相添此段伺出候也

明治十一年十二月

京都府知事 榎村正直

宮内卿徳大寺實則殿

6 京都御所拝観二付通知

〔大内保存一件〕明治10・30

内国人

御所拝観之儀、別紙写之通細則相成候、就テハ明十五日ヨリ差許候間此文致御通知候也

明治十二年一月十四日

京都府

宇田淵殿

7 京都御所拝観二付請書 「大内保存一件」明治10・30

(宇田淵自筆)

内国人

御所拝観之儀御伺論ニ相成候二付、別紙写御廻事、明十五日より御差許相成候旨御通知之趣稟承知候也

明治十二年一月十四日

御所宮殿取締

宇田淵(印)

京都府御中

8 御所等修繕工事取扱二付達書 「明治十六年修学院村同院上下離宮引渡目録」明治16・36

其他御所并大宮御所・泉涌寺修繕工事、是迄貴府へ委託之處、自今御用掛宇田淵へ取扱被仰付、当省内匠課官吏其他へ在勤為致候、尤も各所取締向之儀へ従前通可相心得候、此段相達候也

明治十四年三月三十日

宮内卿徳大寺實則

京都府知事 北垣国道殿

追テ大宮御所ノ儀ハ、博覧会閉場後宇田淵へ可引渡、若シ其以前修繕ヲ要シ候箇所出来候節ハ、同人へ可申立候、且別紙泉涌寺へ伝達可致候、此段副達候也

9 修学院離宮・桂離宮二付召喚状 「明治十六年修学院村同院上下離宮引渡目録」明治16・36

一 修学院離宮

一 桂離宮

右地所并建物等請取トシテ明二十日午前九時修学院離宮へ、同日午後一時桂宮へ当支庁官員出張為致候間、右時限御府官員該所へ御おゐて出員候度、此段及御照会候也

十六年十月十九日 宮内省支庁

京都府

御中

四 宮内庁宮内公文書館

1 桂宮邸引渡二付内翰 主殿寮「重要雜録」2043 宮内庁宮内公文書館蔵

(起案用紙欄外)「写」「参考」「永久保存」

明治十九年二月六日 内事課長桜井 次官吉井 主殿頭香川

(朱書)奉書巻紙ニ認メテ藤孝行へ託ス

宇田主殿権助へ御内翰案

拝啓 今般官制御改事、支庁被廢京都主殿出張所被置候ニ付テハ、桂宮邸ヲ主殿寮出張所へ引渡、同宮家扶從以下ヲ差免セラレ候様貴官ニ於テ御処分有之度、此段申入候也

宮内次官

宇田主殿権助

追テ桂宮御靈祠之儀ハ、以來主殿寮出張官吏ニ於テ永ク奉齋可為致答ニ付、御会ヲ以テ御取計有之度候也

2 主殿寮出張所開設届

主殿寮「重要雜録」20043 宮内庁宮内公文書館蔵

今般主殿寮京都出張所被置候ニ付テハ、旧宮内省支庁ヲ以出張所ト定メ、來ル廿五日ヨリ事務取扱候条此段及御届候也

明治十九年二月廿日 主殿権助 宇田淵(方印)

主殿頭 香川敬三殿

別紙之通出張所開設御届致度候処、先般相伺候下官事務取扱(綴じ目)ニ候テハ自然厄事ヲ生候義ニ付、至急御指揮相成候様致度、此按添テ申遣候也

十九年二月廿日 宇田主殿権助

香川主殿頭殿

3 桂宮邸建物外引継二付届

主殿寮「重要雜録」20043 宮内庁宮内公文書館蔵

桂宮諸建物及邸地其他諸道具金員共、昨廿八日引渡相成候ニ付、來四日ヨリ殿部・殿丁へ勤番為致候、此段及御届候也

明治十九年三月一日 主殿寮出張所長

主殿権助 宇田淵

主殿頭 香川敬三殿

追テ本文請取品目等ハ取調写取、及御届候也

【参考】 西京華族研究会(向陽会) 関係史料

一 岩倉具視関係文書

1 宇田淵書簡写 (岩倉具視宛 明治十一年十一月二十六日)

* 対岳文庫旧蔵文書
京都市歴史資料館蔵マイクロ写真帳

上書

岩倉右府公閣下 親展

宇田淵 拝上

謹啓

過日ハ御船中御無異御帰着被遊候由尔後追日寒感相加候処、益御清祥被為濟、為国家恭賀不過之奉存候、当地御滞在中ハ不相變御懸命ヲ蒙り、そのみならず種々賜ヲ拝受し、殊ニ盛□ニ陪し奉候段難有仕合ニ奉存候、右吳々御礼奉申上候 閣下兼御配慮被為在候当地華族歌道講習之義、去廿四日、始めて当座之催し有之候ニ付、小生も出頭仕候処、座中凡四十余名随分盛会にて、各自課題之詠歌も其工拙ハさて置、思ひ之外何連も速に出来候様にて此通にて何卒永続致し候ハ、折角御厚キ 上之思召、且 閣下之御配慮も終に貫徹可仕哉と存、企望不啻候、右人数之内、半ハ村山、半ハ香樹院と各自之所望ニ任せ添削ヲ被乞候趣、山本殿噂有之、右ハ可然義ニ候得共、時ありてハ詠艸式冊宛テ認メ、両人之点ヲ被受候ハ、兩人所見之異なるも相分り、是亦一益ニ可成哉之旨愚考申述置候事ニ候

旧女官身分御取扱方并禄米被下方等御改正相成候ニ付、右御達書并辞令書共本省より相廻り候ニ付、兼て御指揮も被為在候通昨廿五日、桂宮ニ於て一同ヲ呼び出し命婦以上御取扱之分ハ午前十時、以下ハ午後一時、夫々達濟之上更ニ右御改正之御趣意次第等、過日 閣下御内諾之辺ニ基キ小生方寸ヲ以密々申論し候処、一同深く感戴之模様にて、何れも早速書面を以御内議へ向ケ、厚く御礼可申上旨申居候

以上兩件ハ 閣下格別御配慮被遊候義ニ御座候処、先右様之次第ニ付御安慮被遊度所希候、廿二日御発之尊翰、昨日夕景拝見仕候、旧女官禄高勤勞年数ニ応し可被減等之調書、別紙書纏御廻しに相成、正ニ落手仕候、命之如く高野房子始内々見せ遣候様可仕候、右可被感等之処、特恩を以不被感次第ハ、昨日も既ニ反復申論し候処、何れも了解之模様ニ付、決して彼是不服ヲ申唱へ候者ハ有之間敷候得共、別紙ヲ見せ置候ハ、猶更貫徹可仕御賢考御尤と奉存候、先者右申上度、御答旁如斯ニ候也、稽首再拜

十一月廿六日

淵

岩倉右府公

閣下

副啓

桂宮御礼御申上ニ相成、早速披露仕置候也

淵

二 「御歌所日記」

宮内庁宮内公文書館蔵

1 「御歌所日記」 明治十一年 24399

十月三十一日

- 一 高崎二等侍補ヨリ達ニ付、西京桂宮家令宇田淵へ向ケ本年月次御櫓題五十枚以郵便相廻ス、庶務課林へ相渡ス

2 「御歌所日記」 明治十二年 24400

十月廿七日

- 一 西京岩倉右大臣宛本掛高崎正風ヨリ、シブ帛包壹ツ差出、但高崎自身取扱被致候事

3 「御歌所日記」 明治十六年 24402

三月三十日

- 一 西京華族歌詩点取卷二月分二綴、宇田淵ヨリ差越候ニ付上ル、北条侍従落

掌

四月二日

- 一 西京華族賜題詠進歌、宇田淵ヨリ差立候分到達

四月廿一日

- 一 西京華族例会歌詩詠進到来ニ付、侍従ヲ以上ル、三月十二日兼題夕帰雁、当座遠寺鐘、三月廿二日兼題旅行友、当座野遊

十一月廿二日

- 一 西京宇田淵ヨリ、十二月御月次兼題詠進並歌詩点取卷十一月分通運ヲ以テ□□□

十二月卅日

- 一 宇田淵ヨリ本月五日・十三日之両日歌詩会短冊并歌箋、去十一・十二、二ヶ月分点取、老等通運会社へ差立候候段申来

4 「御歌所日記」 明治十七年 24402

七月十二日

- 一 西京華族六月分歌詩兼題・当座短冊詩箋一綴、宇田淵ヨリ到着

七月二十日

- 一 西京華族八月分御月次御歌詠進短冊、通運便ヲ以テ差出置候旨、宇田淵ヨリ七月十七日付ヲ以テ申来ル

十月廿五日

- 一 宇田淵ヨリ十一月天長節御月次両御題并去ル九月廿九日研究会詠出短冊、且歌詩匿名卷等取纏メ、十月十五日差出シノ分、本日通運□相達ス

5 「御歌所日記」 明治十八年 24402

九月廿四日

- 一 十八年八月西京華族研究会并十月御兼題、天長節御題詠進歌一包、宇田淵ヨリ相達

十月十一日

- 一 宇田淵ヨリ油帛包二反尺着ス

三 『栗廼花』

1 高崎正風序

始めあらさることなく克く終あることすくなしと古人のいひしはげにさること也かしさるはたまくさる器量の人あらんにも、或はゆくりなく世を早うし、またはさしあふことありて志をあらためなど、かにかくに有終の美をよさめむことはいと難かなるわざなるを、故従三位宇田淵翁の如きはや、此古語にかなへるひとはいはまし、おのれ翁公と相知りしはいまより二十六年のむかしにて、そは明治十年の夏、西南のみだれおこり聖駕西京に駐りおはしましけるほど、彼地在任の華族のうへにつきて何くれと御心をそがせ給ふことありけるうち、歌は各家祖先よりして世々修めこしみちなるに、維新の後これの研究を怠り、斯道頓におとろへにたるはいとくちをしきこと也、いまより後は月々歌会をまうけ、詠進せしめよとの御沙汰、時の右大臣岩倉公にくだりしかは、公いたく感激してたゞちに正風を其旅館に招かれ、今日云々のおほせごとを蒙りたれば、とほからず此会の設立をみるに至るべし、さるうへは足下斯道のしるべはさるなり、会の事よろづひきうけていたつかれよかくたのみ聞ゆる上は、ふたゞひ喙を容るべきにあらねど、此地在任乃華族には年来の習慣くさぐさの事情あることをも一わたり聞とりおかれたしとてつぶさに當時の景状をものがたられ、其中に清水谷公正・山本實政の二卿は歌文をも能くし思慮も深き人々なれば、何事もうちあけて諮詢し其異見をたゞさるべく、又御身はつねに東京に在て遙に監督せらるることなれば、細かなることとはもとより親しくみるべきにあらす、何人か代りていたつくものなくてはかなはず、幸に桂宮御附宇田淵といふ勤厚忠實なる人あり、もと梁川星巖の門にありて儒学を修め詩を能くせしが思ふよしありて近來歌道に入り、みちの志いと篤き人なるをもて、これをして幹事の任にあらしめなば必よく足下の指揮をあやまず会務を整理し事、聖旨に副ひ奉ることを得べしなどねもころに示されしが、いくほどもなく西南の騒ぎも鎮りて世はおだやかにぬ、さてそのあくるとしはじめて此会おこり、翁のえらびによりて会名を向陽とよばる、かゝりしより後は御歌所よりのはるく人を派して指導し、翁幹事としてすべての会務をとりあつかふこと二十余年間一日の如く孜々勉々として此会の隆盛をはかられしかば、會員みな悦服して翁を尊重しけるが、をとゞしの春かりそめの病にかゝりて床につかれし二、日々にさしおもり医薬のしるしなくて終に世をさられしは、をしみてもなほあまりあることにこそ、疾やうくおもりゆきし比、嗣子豊四郎ぬしを枕邊によひ、こなたはふたゞびたつべきも覚えなからむ、後に在し月よみ置たりし歌どもを則武正副・須川信行の二氏にあとらへて編輯せしめ、高崎大人に取捨をこひ、又序と跋とを大人と谷鉄臣翁とにねぎ聞えさて後に板二彫らせて知友にわかちおくり、子孫にも傳へよかしといひ遣されしよし、其時豊四郎ぬしよりふみしていひおこせられつるが、いまは三とせの祭も近付たればとてその原稿をおくられたり、一わたり披きみるに年比の鍛錬いちしるく、いづれも能くとゞのほりていふべきむねもなければ、翁のこへに背かじとしてしひて二三首削りてかへしやりぬ、そもく翁のことにつきてかゝまほしき事いとおほかれど、すべては其学友なる谷翁の跋にゆづりて、おのれはたゞ翁を向陽会にすゝめられし岩倉贈相国の眼力の寄たがわて翁の始終一貫聖意を遵奉し、此會にいたつかれて今日の盛運に向はしめたる功績をしるして、その遺言の責をふたぐことゝはなしぬ

明治三十六年十一月葉山なる恩波閣にてしるす

正三位 正風

四 「山階宮日記」

「山階宮実録」二十五 77629 宮内庁宮内公文書館

1 晃親王、第四回内国博覧会開会式で勅語を奉読する「山階宮日記」明治二十八年四月一日条

第四回内国博覧会開会式へ御名代トシテ午前九時四十分御出門、御馬車前後騎馬警部四名護衛、御道筋八川端テ二条東へ、疎水側南東へ正面橋ヲ通車、東北之式場前ニテ御下車臨場、諸員奉迎楽隊ヲ奏ス、御式畢テ美術館ニ御休憩、榎本副総裁以下拝謁、同館内御順覧之上同所御出門、御道筋前断、還御同十一時三十分

(頭書)

「勅語御奉読畢而榎本へ御渡シ御式別紙之通り、第四回内国博覧会場案内一冊、列品区画図四冊、会場全図一冊、第四回勸業博覧会出品目録五冊、同会ヲ献上」

2 晃親王、二条離宮の宴会に招かれる「山階宮日記」明治廿八年五月廿六日条

明二十七日午後五時ニ二条離宮ニ於テ酒饌日本料理賜候旨御沙汰候条御參被成度、此段言上候也

明治廿八年五月廿六日

宮内大臣子爵土方文元

3 晃親王、博覧会視察のようす「山階宮日記」明治廿八年六月十七日条

一 午前八時二十五分、人力車ニ而御出門、村雲様御同伴ニテ博覧会外売店・鎮西館御覽、同所ニ御休憩、御茶菓献上、蓄音機等御覽、同所御案内人へ金三百疋被下、夫方南禅寺門前鳥居本へ御成、御昼饌・御酒肴召上ル、(中略) 夫方博覧会場へ御成、所々御覽、森本事務官御先導申上ル、河野通経売茶亭御休、御茶料壹円五十錢被下、亀屋良則出店茶席御休、御茶金壹円被下、御遊覧畢テ還御午後三時五十五分

4 晃親王の歌会に、宇田淵・岡本宣忠(爺平)の名がみえる「山階宮日記」明治廿八年六月廿三日条

一 御歌会、昨年来御都合ニ依り御中止之処、本日方御成參上之人々

村雲様 梅溪通治殿 油小路隆董殿 山本実庸殿 藤枝雅之殿 三室戸治光殿

宇田淵 近藤芳助 則武正副 畑田真幹 岡本経邦 水莖盤樟 尾崎宍夫 細辻昌雄 榊原長敏

中川長雄 岸本業斎 松田一直 国分定胤 朝山常順 岡本宣忠 岡村直温 鳥居川家昭

芝山益子殿 三角多豆子 草場吉子 大矢久子 富岡春子

小林康子 外二大久保温子

本日御兼題風前夏草、御通題窓雨晴、右畢テ一同へ御酒肴被下